

# あすか



**安全認定**

**安全性優良事業所**

国土交通大臣指定

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

公益社団法人 **奈良県トラック協会**  
**奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関**

〒639-1037 奈良県大和郡山市額田部北町981番地の6 TEL.0743-23-1200(代)  
総務課／FAX.0743-23-1212 業務・適正化事業課／FAX.0743-56-2228

<http://narata.or.jp>

# 厳正かつ公正な評価で 「安全性優良事業所」が認定されています。

現在、全国で 19,238 事業所(平成26年3月末日現在)のトラックが



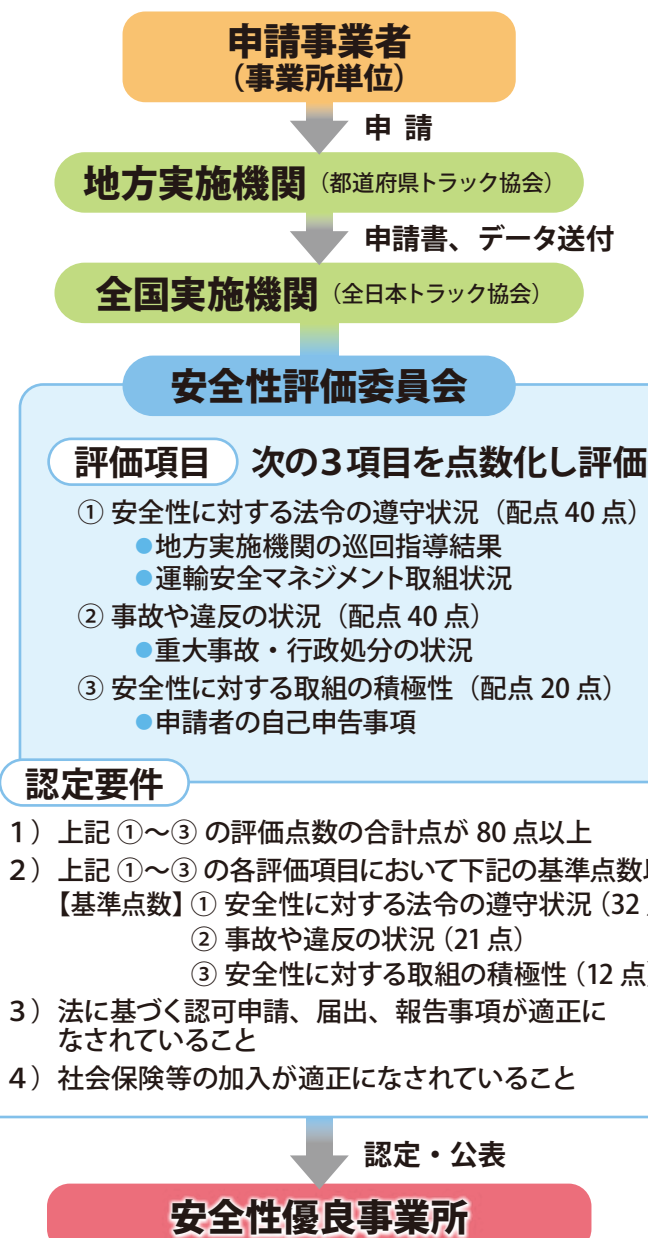
マークを付けて走っています。

「安全性優良事業所」認定のシンボルマークは、高評価を得た事業所にのみ与えられる“安全性”の証です。

“G”の由来は Good「よい」、Glory「繁栄」の頭文字「G」を取ったものです。



## 「安全性優良事業所認定制度」スキーム



### ● 安全性優良事業所とは

荷主企業がより安全性の高いトラック運送事業者を選びやすくするために、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（公益社団法人全日本トラック協会）が厳しい評価をし、認定した事業所です。

### ● 認定の対象となるのは

会社単位ではなく、事業所単位というきめ細かな認定制度となっています。認定の有効期間は2年間から最長4年間です。

### ● 申請書類については

申請書類等は、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（都道府県トラック協会）で受け付け、全国実施機関で審査を行い、安全性評価委員会ですべて公平に評価されます。

### ● 安全性評価委員会のメンバーは

学識経験者、労働組合関係者、荷主団体、マスコミ、一般消費者、国土交通省職員、全国実施機関担当役員で構成されています。

### ● 評価方法については

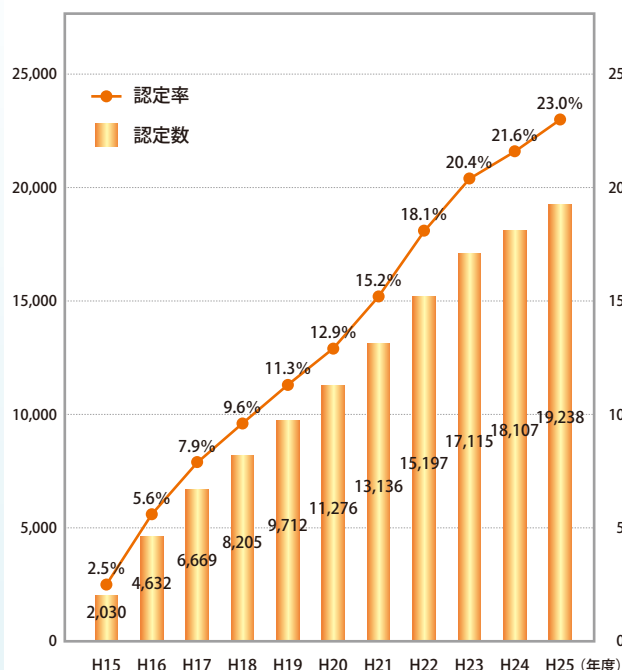
「安全性に対する法令の遵守状況」「事故や違反の状況」「安全性に対する取組の積極性」の3テーマに、計 38 の評価項目が設けられ、評価点数 100 点満点中 80 点以上であること。さらに社会保険等の適正加入など他の認定要件をクリアしてはじめて「安全性優良事業所」として認定されます。

## 安全性優良事業所に係るインセンティブ付与

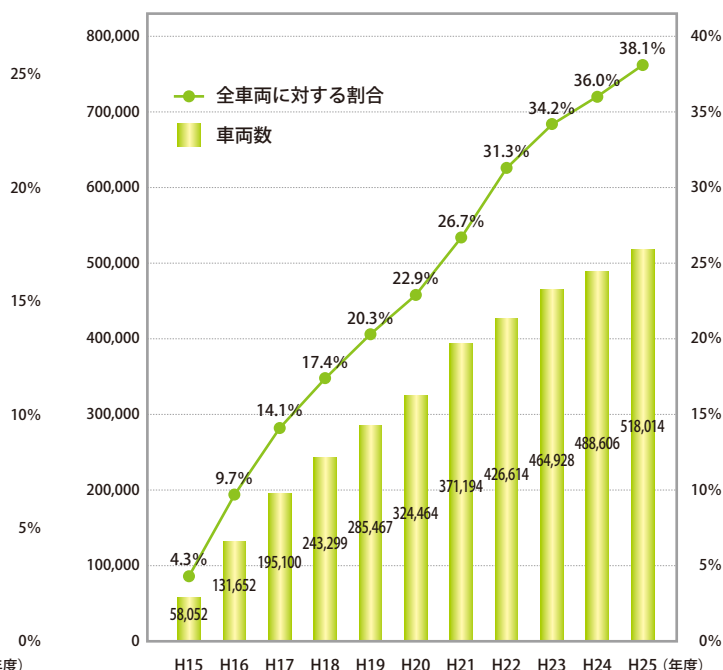
|           |            |                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国土交通省     | 違反点数の消去    | 通常、違反点数は3年間で消去されますが、違反点数付与後2年間違反点数の付与のない場合、当該違反点数を消去できます。                                                                                                                                                                   |
|           | I T 点呼の導入  | 対面点呼に代えて、国土交通大臣が定める設置型又は携帯型のカメラを有する機器による営業所間又は車庫間での点呼が可能となります。                                                                                                                                                              |
|           | 点呼の優遇      | 2地点間を定時で運行する場合の他営業所における点呼、同一敷地内に所在するグループ企業間における点呼が承認されます。                                                                                                                                                                   |
|           | 補助条件の緩和    | CNG トラック等に対する補助について、新車のみの導入については最低台数要件が3台から1台に緩和されます。                                                                                                                                                                       |
|           | 安全性優良事業所表彰 | 安全性優良事業所のうち、連続して10年以上取得しているなど、さらに一定の高いレベルにある事業所が表彰されます。                                                                                                                                                                     |
| 全日本トラック協会 | 助成の優遇      | 全日本トラック協会が行う会員事業者に対する助成事業に関し、予算の範囲内で次の優遇措置が受けられます。<br>① ドライバー等安全教育訓練促進助成制度に係る特別研修について、受講料助成金の増額（通常7割⇒全額助成）<br>② 安全装置等導入促進助成事業に係るI T 機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器について、1台1万円の助成<br>③ 経営診断受診促進助成事業に係る診断助成金の増額（通常上限8万円⇒10万円） |
| 損保会社      | 保険料の割引     | 損害保険会社の一部企業では、運送保険等において独自の保険料割引を適用しています。                                                                                                                                                                                    |

## 認定事業所数及び認定事業所の車両台数の推移

■ 認定事業所数の推移



■ 認定事業所の車両台数の推移



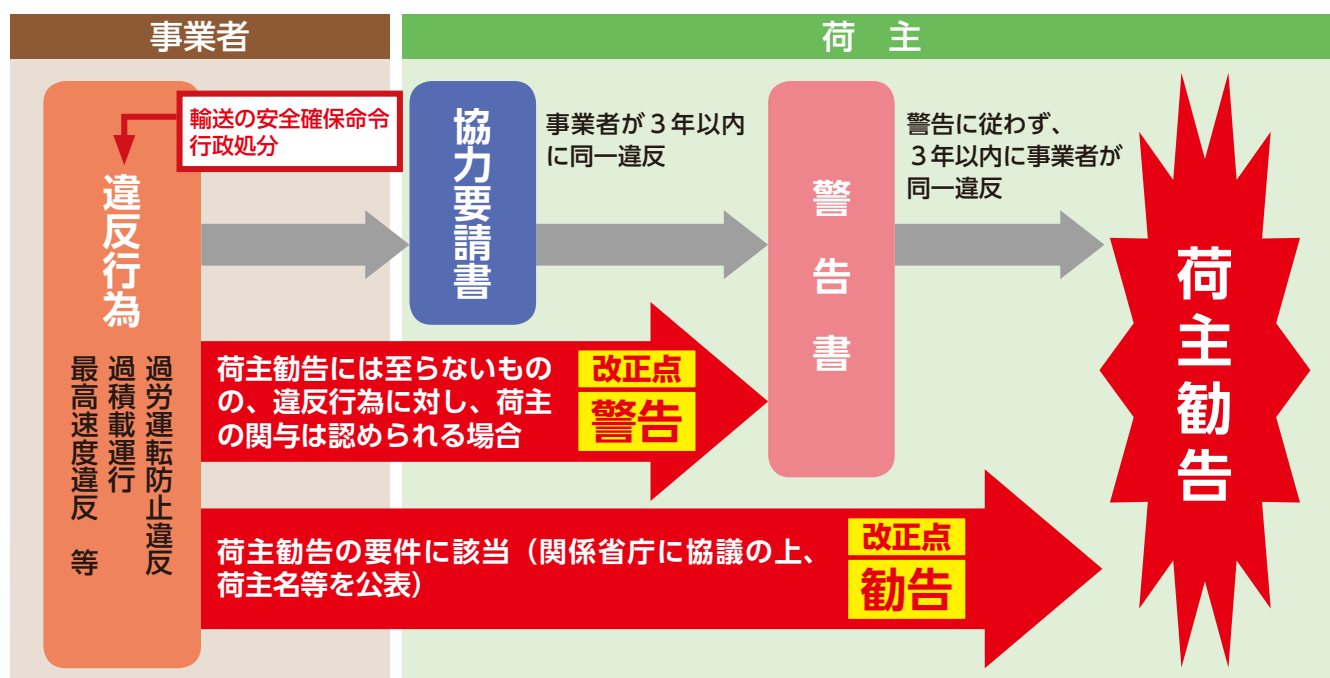
# 荷主勧告が発動されやすくなります！

## ～ 荷主勧告制度の改正について ～

平成 26 年 4 月 1 日より、荷主による輸送の安全阻害行為を的確に防止するため、『荷主勧告の対象となる重点的な類型等を明示すること』『荷主勧告の発動に「協力要請書」の発出を要件としないこと』等を措置する荷主勧告制度の改正が行われます。

### 新たな荷主勧告制度の概要

※旧制度では、荷主勧告の発動には過去 3 年以内に警告的内容の協力要請書の発出が要件となっていました。新制度では、**違反事例が要件に該当すると認められれば、協力要請書を経ず、荷主勧告が発動されます。**



### 荷主勧告制度とは？

貨物自動車運送事業法第 64 条に基づき、トラック運送事業者が行った過積載運行等の違反行為について、荷主が指示するなど荷主の主体的な関与があった場合に、国土交通省が当該荷主に対して是正措置を勧告し、トラック運送事業者の違反行為の再発防止を図る制度です。

**荷主勧告が発動された場合、当該荷主名及び事案の概要が公表されます。**

- **警告書**…荷主勧告には至らないが、実運送事業者の違反に関し荷主の関与が認められる場合に発出。
- **協力要請書**…実運送事業者の違反に関し、荷主の明確な関与は認められないものの、当該違反の再発防止のため、荷主の協力を要請する必要がある場合に発出。



国土交通省



公益社団法人

全日本トラック協会

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関



## 荷主勧告に係る荷主の行為類型とは？

- 違反行為が荷主の指示に基づき行われたことが明らかであること
- その他違反行為が主として荷主の行為に起因するものと認められること

荷主が事業者に対し優越的な地位や継続的な取引等を利用し、次のような行為を実行

### 1 非合理的な到着時間の設定

荷主の原因で積荷が準備できておらず、出発時間が遅延しても、到着指定時間は変更されず、指図書の変更もされなかった。荷主には無理な運行となることを説明したが、到着時間は変更されなかった。

### 2 やむを得ない遅延に対するペナルティの設定

配送地点毎に厳しい着時間の指定があり、延着の場合は商品買い取りのペナルティがあった。配送地点毎で荷主が行う荷卸しに時間がかかり、その結果、運行が過酷になり、運転手は基準の休息時間が確保できず、拘束時間も1日16時間を超過するものが頻発する状況となった。

### 3 積み込み前に貨物量を増やすような急な依頼

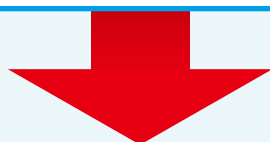
荷主担当者から、当初予定していた貨物量の倍の貨物を輸送するよう荷捌き場で指示された。そのため、運送を断ろうとしたら、取引解消を示唆され恫喝され、やむなく運送した。

### 4 恒常的に発生する手待ち時間に対して改善措置を行わない場合

手待ち時間が毎日2時間も発生しており、ドライバーの拘束時間が改善基準告示の限度時間を超過する日がある。荷主に対して、時間設定や積み込み場所を工夫するようお願いしたが、取引解消を示唆されたため、やむなく従った。

### 5 荷主が事業者に対し、違反行為を指示、強要等

現場に行き過積載が判明して、もう1台準備するように提案したが、対応してもらえなかった。そのため、運送を断ろうとしたら、取引解消を示唆され恫喝され、やむなく運送した。



**事例毎に荷主勧告の要件に該当するか否かを判断し、発動！！**

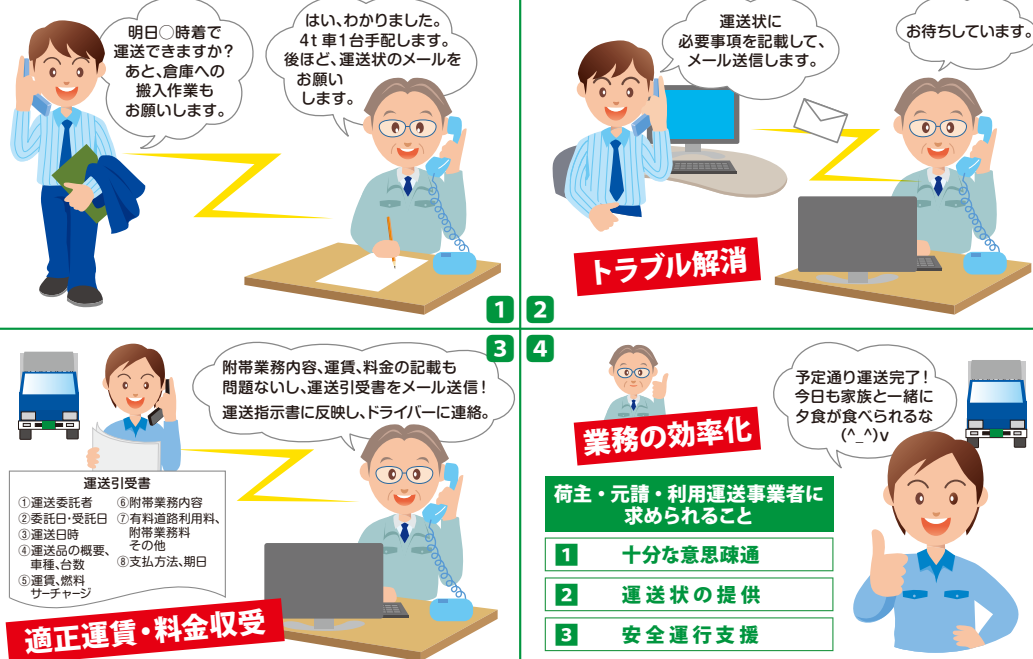
# トラック事業における 書面化の推進について

国土交通省においては、トラック事業における適正取引の推進及び安全運行の確保に向け荷主と協働の下、運行条件に係る重要事項について書面化を推進します。

## これからの荷主等（運送委託者）とトラック事業者のルール

- 荷主等は、**運送状（運送委託書）**を、**トラック事業者**に提供してください。
- トラック事業者は、運送業務、附帯業務、運賃、料金等についての**重要事項を示す書面（運送引受書）**を、**運送行為前に**、荷主等にメールやFAXで送付してください。
- トラック事業者は、適正な取引を確保するため、荷主等と**密接に連絡**を取り合い、**十分な意思疎通**を図ってください。
- トラック事業者は、荷主等に交付した書面を**1年間保存**してください。

安全と適正取引のために!!  
これから



## 本件に関する相談窓口

- 国土交通省自動車局貨物課
- お近くの運輸支局
- (公社)全日本トラック協会
- 都道府県トラック協会
- お近くの運輸局自動車交通部貨物課

お問合せ先はこちらから <http://www.mlit.go.jp/common/000211178.pdf>

お問合せ先はこちらから <http://www.jta.or.jp/association/todou.html>

※そのほか「燃料サーチャージ制導入」及び「適正取引の推進」に係るご相談についても受け付けております。

スマートフォンでQRコードを読み込むためには、専用のアプリが必要です。



国土交通省



公益社団法人

全日本トラック協会

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

## 運送状を活用して運送引受書を作成する基本様式

### A. 委託時記載事項

委託者においてⅠ～Ⅲを示して、受託者に運送を依頼

|       |    |              |  |
|-------|----|--------------|--|
|       |    | 委託日：平成 年 月 日 |  |
| 運送委託者 | 名称 | 電 話          |  |
|       |    | FAX、E-mail   |  |
|       | 住所 | 【責任者、担当者名】   |  |

### Ⅰ 運送業務

|         |  |               |  |
|---------|--|---------------|--|
| 積込み開始日時 |  | 積込み先          |  |
| 【住 所】   |  | 【連絡先(電話、担当者)】 |  |
| 取卸し終了日時 |  | 取卸し先          |  |
| 【住 所】   |  | 【連絡先(電話、担当者)】 |  |

|        |  |    |   |
|--------|--|----|---|
| 運送品の概要 |  |    |   |
| 車種     |  | 台数 | 両 |

### Ⅱ 附帯業務

|        |  |
|--------|--|
| 附帯業務内容 |  |
| 業務日時   |  |
| 【備 考】  |  |

(注)「附帯業務」は、標準貨物自動車運送約款第60条第1項を踏まえた役務(例：貨物の荷造り、仕分け等)であり、「運賃及び料金」の「附帯業務料等」の欄に記載の費用となります。

### Ⅲ 運賃及び料金

|             |   |          |   |       |   |
|-------------|---|----------|---|-------|---|
| 運 賃         | 円 | 燃料サーチャージ | 円 |       |   |
| 有料道路使用料(税込) | 円 | 附帯業務料等   | 円 | 車両留置料 | 円 |
| 〇〇料         | 円 |          |   |       |   |
| 消費税額        | 円 |          |   |       |   |
| 【備 考】       |   |          |   |       |   |

|     |  |                   |      |  |
|-----|--|-------------------|------|--|
| 支払日 |  | 【毎月 日締め切り、翌月 日払い】 | 支払方法 |  |
|-----|--|-------------------|------|--|

(注)・「運賃」及び「燃料サーチャージ」は、受託者が設定しているものによります。

・「有料道路使用料(税込)」は、通行予定の有料道路の利用料を記載します。

・「車両留置料」は、委託者の都合で貨物の発地又は着地に到着後、留置された時間分について、受託者が設定しているものによります。

・「消費税額」は、法定の税率によります。

・上記のとおり運送を委託します。なお、運賃及び料金に変更が生じる等、本状に記載のない事項が発生した場合は、支払時に双方で決定し精算することとします。

委託者(荷主、元請事業者、貨物利用運送事業者)

### B. 受託時記載事項

上記を応諾の上、受託者において記載

|        |    |            |  |
|--------|----|------------|--|
| 運送受託者名 | 名称 | 電 話        |  |
|        |    | FAX、E-mail |  |
|        | 住所 | 【責任者・担当者名】 |  |
| 【車両番号】 |    | 【運転者名】     |  |
| 【備 考】  |    |            |  |

・上記のとおり運送を受託します。

平成 年 月 日

運送受託者(貨物自動車運送事業者)

(注1) グレーは、当事者間での必要に応じて記載する任意記載項目欄です。

(注2) 運送委託者において発出された運送状にB欄を追記して運送引受書が作成発出される例であるが、運送状については、運送委託者が提出する旨、標準貨物自動車運送約款第8条で規定されています。

(注3) この運送引受書は、国土交通省「トラック運送業における書面化ガイドライン」に基づき発行される書面です。運送委託者がこの書面と相違した運送を強要した場合は、貨物自動車運送事業法第64条に基づく荷主勧告、社名公表が行われる場合があります。

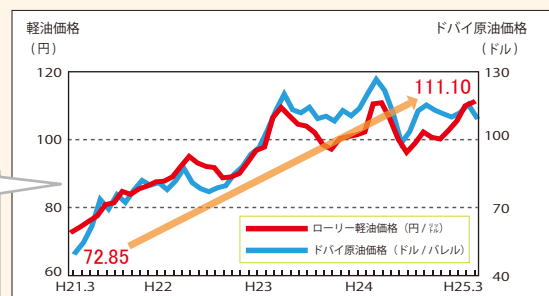
# 荷主の皆様へ トラック輸送における 燃料サーチャージ導入検討のお願い

- 「燃料サーチャージ」とは、燃料価格の上昇・下落によるコストの増減分を別建ての運賃として設定する制度です。
- 国土交通省と経済産業省は、日本経済団体連合会、日本商工会議所をはじめ多くの荷主団体を通じて、荷主企業に対し燃料サーチャージ導入の検討を進めるべく働きかけています。
- 燃料費が高騰した場合にもかかわらず、十分な協議をすることなく、一方的に従来どおりに単価を据え置く場合には、独占禁止法（優越的地位の濫用）や下請法上問題となることがあります。

- 1** 原油価格の上昇や円安の影響により、軽油価格が長期間高騰し、必死の経営努力にもかかわらずトラック運送事業者の経営を極めて厳しくしています。



4年前と比較すると、  
トラック運送業界全体  
で年間 6,400 億円の  
コスト増に!!



のしかかる  
重い負担

もう走れないよ～!



- 2** 荷主においても安定した輸送サービスを確保するため、早急に燃料サーチャージ導入について検討を進めることが重要となっています。

これ以上のコスト削減は  
さすがにもう限界ですよ。  
何とか燃料の高騰分を  
負担していただけませんか？

運送事業者

分かりました。  
しっかり検討  
しましょう。

荷主



国土交通省は、「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン(平成 24 年 5 月改訂)」を発出しています。(http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\_tk4\_000004.html)

資料の入手方法

トラック 燃料サーチャージ

検索



国土交通省



経済産業省  
Ministry of Economy, Trade and Industry



公益社団法人  
全日本トラック協会

都道府県トラック協会



# 「燃料サーチャージ算出シート」の使い方

サーチャージの導入にあたっては、まず「算出」を行い、国土交通省の窓口への「届出」が必要です。「算出」「届出」は、国土交通省のホームページ上にある、「燃料サーチャージ算出シート」の利用が便利です。算出シートには、貸切トラック算出用と特積みトラック算出用の2種類があります。ここでは貸切の説明をいたします。

## 算出シートのダウンロード

- ①国土交通省のホームページにアクセスします。  
<http://www.mlit.go.jp/>
- ②トップページ中間部の「政策情報・分野別一覧」の中の「自動車」をクリック。
- ③画面左側の「トラック輸送（燃料サーチャージ）適正取引推進相談窓口」をクリック。
- ④燃料サーチャージおよび、適正取引に関するページが開くので、「トラック運送業の燃料サーチャージ算出シート」の中の「算出シート（貸切）」をクリックしエクセルファイルをダウンロードする。

(WindowsXP 以上の OS を搭載したパソコンで EXCEL の 2002 以上が推奨)

※ PC に一度ファイルを保存した上でご使用ください。

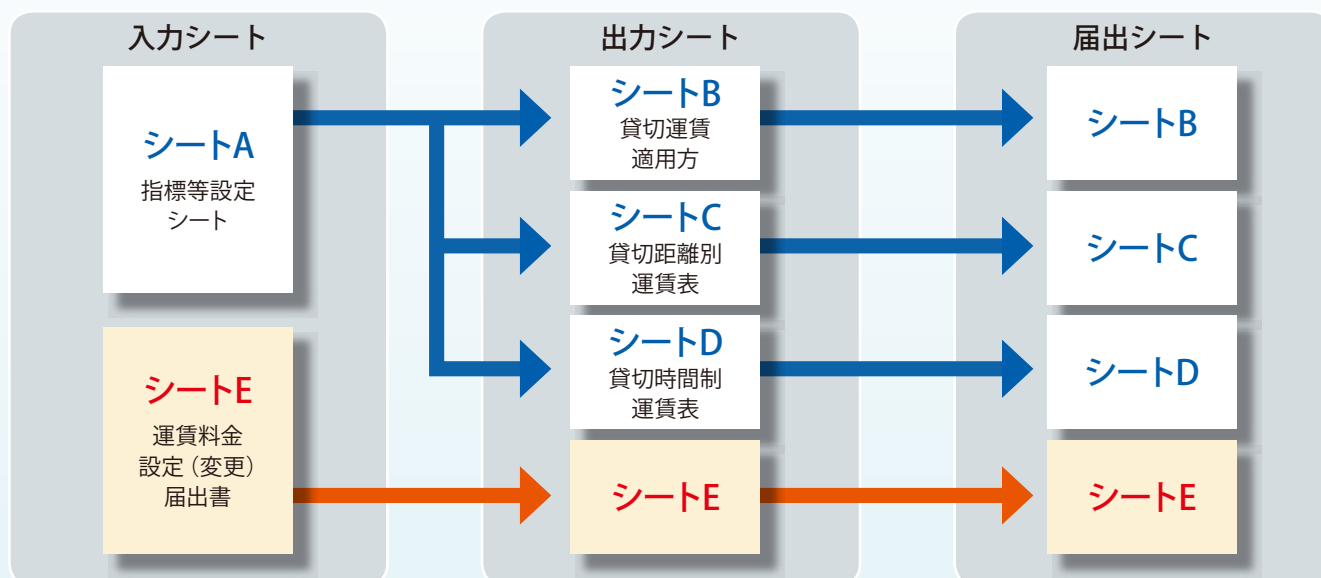


**トラック輸送（燃料サーチャージ）  
適正取引推進相談窓口** クリック



## 各シートの説明と作業の流れ

シート A に数値入力をする、自動的に、B、C、D が作成されます。シート E は入力してそのまま出力します。届出にはシート B、C、D、E がそれぞれ、3部ずつ必要（1部は控え）になります。



## シート A (指標等設定シート) の入力

以下の項目（赤字）をシートの青いセルに入力するだけで、届出に必要な書類の作成ができます。

| 指標等設定シート  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |   |    |           |        |  |        |  |        |  |        |  |        |  |        |  |        |  |         |  |         |  |         |  |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|----|-----------|--------|--|--------|--|--------|--|--------|--|--------|--|--------|--|--------|--|---------|--|---------|--|---------|--|
| 1 算出作業年月日 | <table border="1"> <tr> <th>年</th> <th>月</th> <th>日</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |   | 年  | 月         | 日      |  |        |  |        |  |        |  |        |  |        |  |        |  |         |  |         |  |         |  |
| 年         | 月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 日 |    |           |        |  |        |  |        |  |        |  |        |  |        |  |        |  |         |  |         |  |         |  |
|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |   |    |           |        |  |        |  |        |  |        |  |        |  |        |  |        |  |         |  |         |  |         |  |
| 2 燃料価格の設定 | <p>①基準とする軽油価格</p> <p>燃料サーチャージが燃料価格の変動幅(上昇幅、下落幅)をもとに算出することから、変動幅を捉えるための基準となる価格を設定します。</p> <p>次に、上記で設定した基準価格の前提・定義を下記の欄に記入します。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%;"></div> <p>●運賃届出時点の軽油価格を基準にする方法<br/>運賃を(事後)届出した時点の燃料価格を基準にする考え方です。<br/>平成15年に事後届出制に改正されており、これ以降、運賃を届出していなければ、この時点を基準にします。</p> <p>●荷主企業と運賃契約を交わした時点の軽油価格を基準にする方法<br/>契約時に荷主・事業者が運送原価について、双方理解があることを前提として、契約後の燃料価格の変動(上昇)については、想定外のコストと捉える考え方です。<br/>契約または更新時点の燃料価格を織り込んだ運行原価について当社と荷主の双方が了解していると見なし、契約更新後の燃料価格の変動(上昇)については、契約・更新時の想定外のコスト増分と捉える考え方です。</p> <p>②改定する刻み幅(価格帯)</p> <p>燃料サーチャージを改定する刻み幅を記入します。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; display: inline-block;"></div> 円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |   |    |           |        |  |        |  |        |  |        |  |        |  |        |  |        |  |         |  |         |  |         |  |
| 3 自社の車両燃費 | <p>③刻み幅の間の代表価格の設定</p> <p>刻み幅を設けているため、サーチャージを算出する上での刻み幅の間の代表価格を決めます。<br/>代表価格の条件を下記の番号から選びます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 刻み幅の中間値</li> <li>2. 刻み幅の上限値</li> </ol> <p>無記入および1、2以外の番号が記入されている場合には、「1. 刻み幅の中間値」が設定されます。</p> <p>●燃費算出上のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 燃費は、荷主別、車種別に把握しておくことが望ましいと考えられます。</li> <li>・ 同じ車種、同様の運行ルートでも、貨物量やエコドライブのレベルによっても変化するため、自社のデータを正確に把握しておくことが重要です。</li> <li>・ 基本的に自的努力の効果が大きく、エコドライブを前提にした燃費効率の良い値をベースにすることが重要です。</li> </ul> <p>注： 算出をしない車種については、無記入で結構です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>車種</th> <th>燃費 (km/ℓ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1トン車まで</td><td></td></tr> <tr><td>2トン車まで</td><td></td></tr> <tr><td>3トン車まで</td><td></td></tr> <tr><td>4トン車まで</td><td></td></tr> <tr><td>5トン車まで</td><td></td></tr> <tr><td>6トン車まで</td><td></td></tr> <tr><td>8トン車まで</td><td></td></tr> <tr><td>10トン車まで</td><td></td></tr> <tr><td>12トン車まで</td><td></td></tr> <tr><td>14トン車まで</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>追加の車種① (車種名も記入)→</p> <p>追加の車種② (車種名も記入)→</p> <p>追加の車種③ (車種名も記入)→</p> |   | 車種 | 燃費 (km/ℓ) | 1トン車まで |  | 2トン車まで |  | 3トン車まで |  | 4トン車まで |  | 5トン車まで |  | 6トン車まで |  | 8トン車まで |  | 10トン車まで |  | 12トン車まで |  | 14トン車まで |  |
| 車種        | 燃費 (km/ℓ)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |   |    |           |        |  |        |  |        |  |        |  |        |  |        |  |        |  |         |  |         |  |         |  |
| 1トン車まで    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |   |    |           |        |  |        |  |        |  |        |  |        |  |        |  |        |  |         |  |         |  |         |  |
| 2トン車まで    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |   |    |           |        |  |        |  |        |  |        |  |        |  |        |  |        |  |         |  |         |  |         |  |
| 3トン車まで    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |   |    |           |        |  |        |  |        |  |        |  |        |  |        |  |        |  |         |  |         |  |         |  |
| 4トン車まで    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |   |    |           |        |  |        |  |        |  |        |  |        |  |        |  |        |  |         |  |         |  |         |  |
| 5トン車まで    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |   |    |           |        |  |        |  |        |  |        |  |        |  |        |  |        |  |         |  |         |  |         |  |
| 6トン車まで    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |   |    |           |        |  |        |  |        |  |        |  |        |  |        |  |        |  |         |  |         |  |         |  |
| 8トン車まで    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |   |    |           |        |  |        |  |        |  |        |  |        |  |        |  |        |  |         |  |         |  |         |  |
| 10トン車まで   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |   |    |           |        |  |        |  |        |  |        |  |        |  |        |  |        |  |         |  |         |  |         |  |
| 12トン車まで   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |   |    |           |        |  |        |  |        |  |        |  |        |  |        |  |        |  |         |  |         |  |         |  |
| 14トン車まで   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |   |    |           |        |  |        |  |        |  |        |  |        |  |        |  |        |  |         |  |         |  |         |  |

## 4 燃料サーチャージの算出

## ①貸切距離制運賃（貸切トラックの距離制運賃を算出する場合に設定します。）

算出上の代表距離の条件を下記の番号から選びます。

1. 距離帯の中間値
2. 距離帯の上限値

 番号

無記入および1、2以外の番号が記入されている場合には、「1. 距離帯の中間値」が設定されます。

貸切トラックの距離制運賃表は、200kmまでの場合には10km刻みで設定されているため、算出する上での距離（代表距離）について条件を決めておきます。

なお、貸切距離制運賃の燃料サーチャージは次式で示されます。

$$\text{燃料サーチャージ} = \text{走行距離(km)} \div \text{燃費(km/L)} \times \text{算出上の燃料価格上昇額(円/L)}$$

\* 本エクセルシートの計算式の「走行距離」は、運送距離（1車1回の運送ごとの実車キロ程）であり、返路の空車キロを含みませんので、空車（復路）距離を含めた燃料サーチャージ額は、貴社の実態に応じて対応してください。

## ②貸切時間制運賃（貸切トラックの時間制運賃を算出する場合に設定します。）

## a. 1日当たり

使用車種別に、平均走行距離を記入します。

| 車種              | 契約時間 |      |
|-----------------|------|------|
|                 | 8時間制 | 4時間制 |
| 1トン車まで          |      |      |
| 2トン車まで          |      |      |
| 3トン車まで          |      |      |
| 4トン車まで          |      |      |
| 5トン車まで          |      |      |
| 6トン車まで          |      |      |
| 8トン車まで          |      |      |
| 10トン車まで         |      |      |
| 12トン車まで         |      |      |
| 14トン車まで         |      |      |
| 追加の車種①（車種名も記入）→ |      |      |
| 追加の車種②（車種名も記入）→ |      |      |
| 追加の車種③（車種名も記入）→ |      |      |

注： 算出しない車種については、無記入で結構です。

追加の車種①（車種名も記入）→

追加の車種②（車種名も記入）→

追加の車種③（車種名も記入）→

● 時間制契約車両の平均走行距離を、車種別・1日当たりで把握します。荷主によって平均走行距離は異なるため、荷主別に設定すると合意が得られやすいと考えられます。

● 複数の車両を使用している場合にはその平均距離で、週や季節の変動がある場合には、1ヵ月、四半期、半期などの実績から平均距離を算出します。

なお、貸切（時間制）の燃料サーチャージは次式で示されます。

$$\text{燃料サーチャージ} = \text{平均走行距離(km)} \div \text{燃費(km/L)} \times \text{算出上の燃料価格上昇額(円/L)}$$

## b. 月間当たり

月間チャーターの場合には、月間稼働日数を乗じて1月当りに換算します。

このため、月間の車両の平均稼働日数を記入します。

注： 車種ごとに平均稼働日数が異なる場合には、車種ごとに設定・出力印刷を繰り返してください。

 日／月

## 5 燃料サーチャージの算出の前提となる燃料価格

現在の燃料価格を把握（想定）して記入します。

注： 軽油価格は変動するため、既に設定した刻み幅に応じて軽油価格を入力し、燃料サーチャージを算出しておきます。

 円／リットル

## 6 燃料サーチャージ運賃の端数処理

端数処理について、下記から番号を選びます。

1. 円単位に少数を切り上げ
2. 10円単位に端数を切り上げ
3. 10円単位に端数を四捨五入

 番号

注： 無記入および1～3以外の番号の場合には、「1. 円単位に少数を切り上げ」が設定されます。

## 「代表距離」の入力

代表価格と同じく  
中間値か上限値を  
番号入力  
(距離別の場合)

## 「平均走行距離」の入力

(時間制の場合)

## 「平均稼働日数」の入力

## 「軽油価格」の入力

各価格帯の分を  
作っておくと  
便利です

## 「端数処理」の入力

番号入力してください

## シート E (運賃料金設定(変更)届出書)の入力

「燃料サーチャージ算出シート」では以下が届出書類となります。

- 運賃料金設定(変更)届出書(シート E)
- 貸切運賃適用方(シート B 別紙 ②)
- 貸切距離制運賃表(シート C 別紙 ①-1)
- 貸切時間制運賃表(シート D 別紙 ①-2)

シート E を入力、印刷の上、シート B、C、D とあわせて国土交通省の地方運輸支局へ届出てください。  
それぞれのシートが3枚ずつ必要になります。また、シート E は運輸支局への届出書の鑑となります。

|                                             |                                                                                                                                                          |       |
|---------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 宛名入力                                        | 運輸局長 殿                                                                                                                                                   | 年 月 日 |
| 住所、事業者名などを入力                                | 住 所<br>事 業 者 名<br>代 表 者 名<br>電 話 番 号                                                                                                                     | 印     |
| 事業形態を入力<br>第一種、第二種利用<br>運送事業の場合は<br>そのように記入 | 運賃料金設定(変更)届出書<br><br>貨物自動車運送事業報告規則第2条の2に基づき、運賃及び料金を設定(変更)したので、下記のとおり提出します。<br><br>記<br>1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名<br>氏 名 又 は 名 称<br>住 所<br>代 表 者 名 |       |
| 地域を入力                                       | 2. 事業の種別<br>一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送を除く)                                                                                                                    |       |
| 運賃表などの<br>添付資料を入力                           | 3. 設定(変更)した運賃及び料金を適用する運行系統又は地域<br>全国<br><br>4. 設定(変更)した運賃及び料金の種類、額及び適用方法<br>種 類 燃料サーチャージ(燃料特別付加運賃)<br>運賃及び料金の額 別紙 ①-1、①-2<br>適 用 方 法 別紙 ②                |       |
| 実施年月日を入力                                    | 5. 実施年月日<br>平成〇〇年〇月〇日より実施                                                                                                                                |       |
| 変更理由の記入                                     | 6. 変更を必要とした理由<br>燃料価格の高騰は、自社のコスト削減努力だけでは吸収できない水準になっていることから、軽油価格の変動に応じた燃料サーチャージを荷主の理解をもとに収受することで、経営の健全化を図りたいため。                                           |       |



平成26年度

# 輸送秩序確立運動

平成26年4月1日～平成27年3月31日(1年間)

- 1 貨物自動車運送事業法等関係法令の遵守徹底
- 2 燃料サーチャージの積極的な推進
- 3 原価管理に基づく適正運賃収受の推進
- 4 トラック運送業における契約の書面化の推進



公益社団法人

全日本トラック協会

公益社団法人

奈良県トラック協会

## 転嫁拒否等の行為の是正

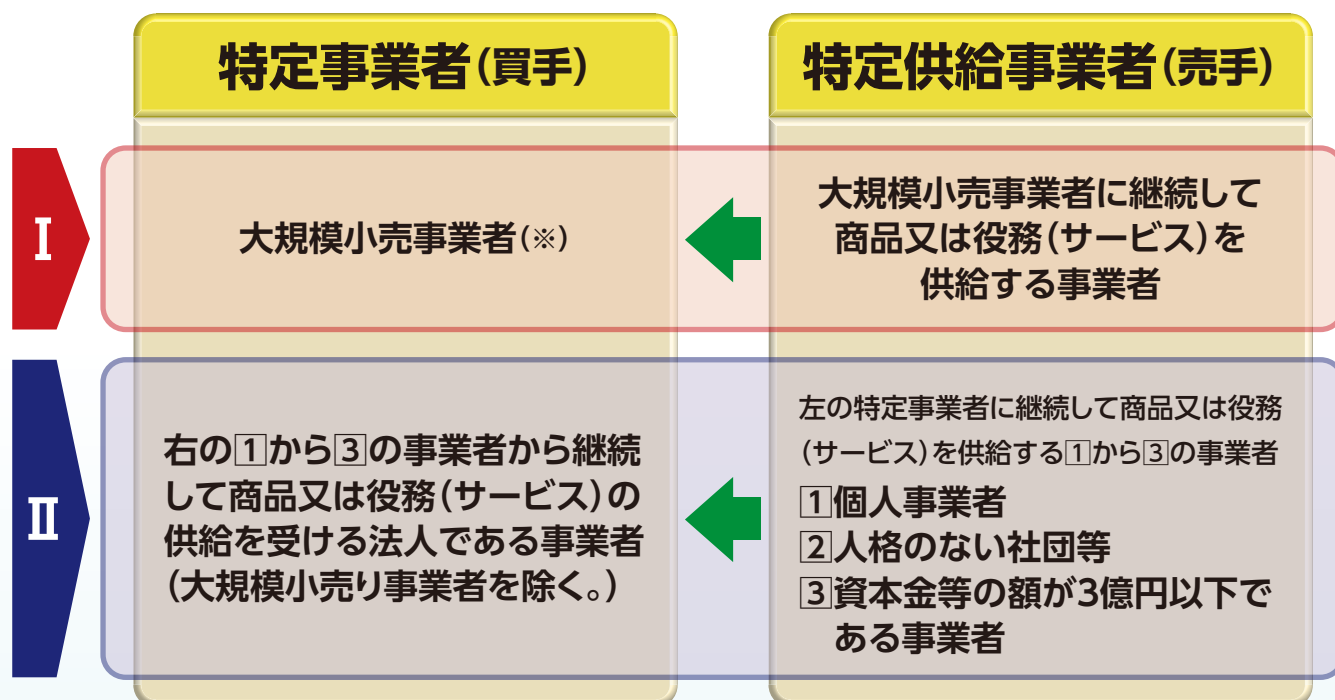
消費税転嫁対策特別措置法は、消費税率の引上げに当たって、消費税の転嫁を拒否する行為等を禁止しています（平成25年10月1日から平成29年3月31日までの措置）。

今般の消費税率引上げに当たり、中小事業者を中心に、消費税の価格への転嫁について懸念が示されていることから、これらの中小事業者等が消費税を価格へ転嫁しやすい環境を整備するため、消費税の転嫁拒否等の行為に対して、政府一丸となって監視・取締りを行っていくこととしています。

### 消費税の転嫁拒否等の行為として規制対象となる行為

平成26年4月1日以降に特定供給事業者から受ける商品又は役務（サービス）の供給に関して、特定事業者が特定供給事業者に対して消費税の転嫁拒否等の行為を行う場合が対象となります。

### 特定事業者と特定供給事業者との適用関係



(※)大規模小売事業者とは、一般消費者が日常使用する商品の小売業者であって前事業年度における売上高が100億円以上である事業者や一定の面積の店舗を有する事業者をいいます。

### 消費税の転嫁拒否等の行為は禁止されています

#### 消費税の転嫁拒否等の行為とは…

消費税の転嫁拒否等の行為として、消費税転嫁対策特別措置法で禁止している行為は、次の類型です。

- ①減額 ②買ったたき ③商品購入、役務(サービス)利用、利益提供の要請 ④本体価格での交渉の拒否 ⑤報復行為

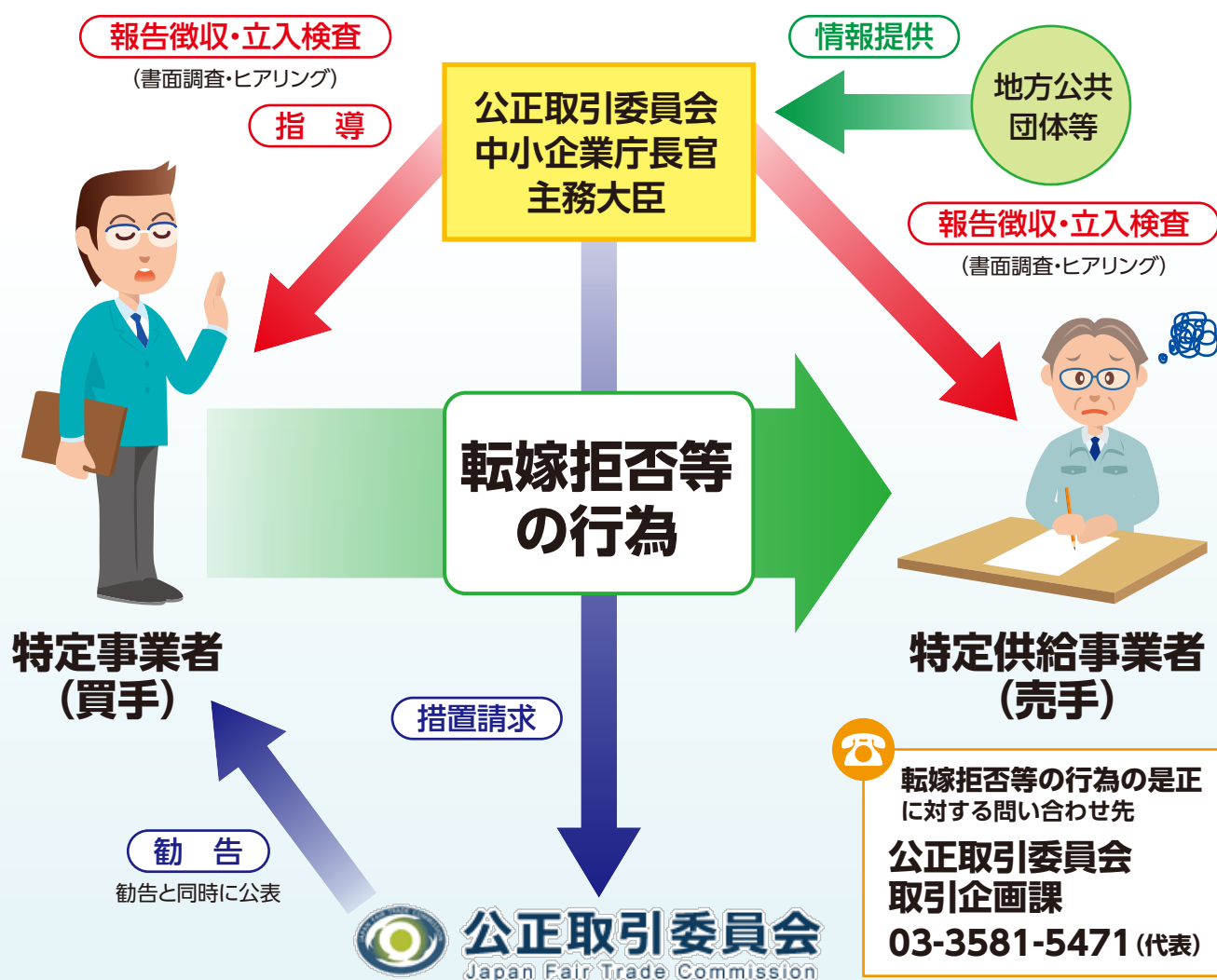
## 消費税の転嫁拒否等の行為に対しては、政府一丸となって、監視・取締りを行っていきます。

- 公正取引委員会、事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、特定事業者などに対して、報告を求めたり、立入検査を行います。
- 公正取引委員会、事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、特定事業者に対して、違反行為を防止又は是正するために、必要な指導を行います。
- 事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、違反行為があると認めるときは、公正取引委員会に対して、適当な措置をとるよう求める措置請求を行います。  
なお、違反行為が多数の特定供給事業者に対して行われている場合や繰り返し行われている場合などには必ず措置請求を行います。
- 公正取引委員会は、違反行為があると認めるときは、速やかに消費税の適正な転嫁に応じることその他必要な措置をとるよう勧告し、その旨を公表します。

(注) 建設業、宅地建物取引業、不動産鑑定業、浄化槽工事業、解体工事業の一部については、都道府県知事も検査や指導、公正取引委員会に対する措置請求を行います。

(注) 消費税転嫁対策特別措置法による規制の対象とならない場合でも、独占禁止法違反行為や下請法違反行為については、公正取引委員会において、厳正に対処します。

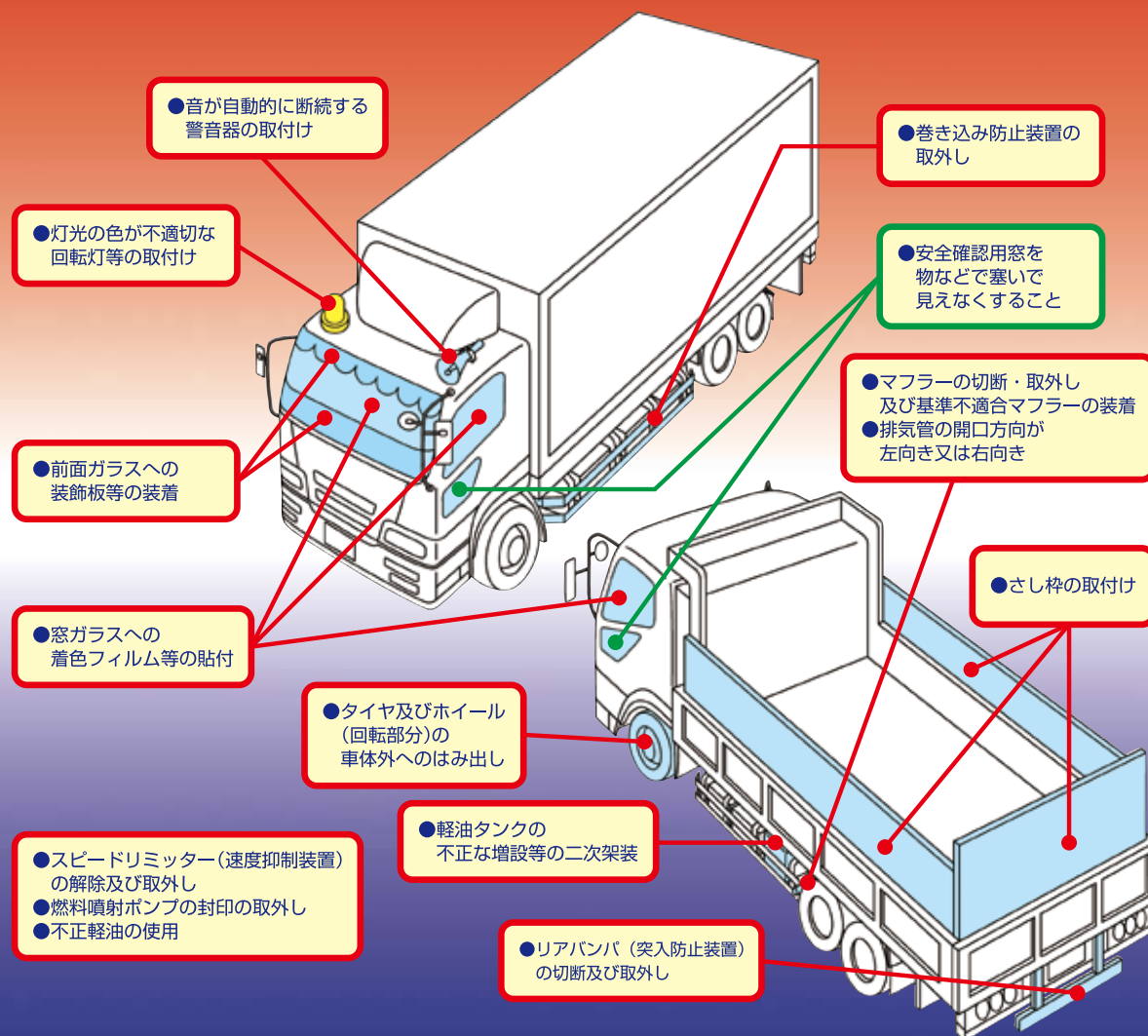
## 消費税の転嫁拒否等の行為に対するスキーム



# 危険な不正改造車は重大な犯罪です。

不正改造車の行政処分基準

初回違反 20日×違反車両数／再違反 40日×違反車両数  
ほかにも道路運送車両法、道路交通法による罰則がかけられます。



毎年、6月1日～6月30日

「不正改造車排除」強化月間



公益社団法人  
全日本トラック協会  
<http://www.jta.or.jp>

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関



## 不正改造車の行政処分基準

### ■ 不正改造車の行政処分基準

不正改造車に対する行政処分基準は下表のとおりであり、処分日車数は違反車両数に比例して加重される厳しいものとなっています。

| 初回違反         | 再違反          | 累違反          |
|--------------|--------------|--------------|
| 20 日 × 違反車両数 | 40 日 × 違反車両数 | 80 日 × 違反車両数 |

## 不正改造車の排除に係る関係法令

### ■ 点検整備の義務（道路運送車両法第47条、第47条の2、第48条、貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条）

自動車の使用者は、自動車を保安基準に適合するよう維持しなければならないこととなっており、そのためにも「日常点検整備」、「定期点検整備」、「その他使用状況・車種に応じた点検整備」の実施が必要です。

### ■ 不正改造等の禁止（道路運送車両法第99条の2、第108条）

何人も、保安基準に適合しなくなるような自動車の改造、装置の取付け、取り外し等（不正改造行為）を行ってははいけません。これに違反した場合は **6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金**が科せられます。

### ■ 不正改造車に対する整備命令（道路運送車両法第54条の2、第109条）

地方運輸局長は、不正改造車の使用者に対し、保安基準に適合させるために必要な整備を行うことを命ずることができます。整備命令を発令された使用者は、15日以内に必要な整備を行い、当該自動車を地方運輸局長に提示しなければなりません。整備命令違反及び現車提示違反については、**50万円以下の罰金**が科せられます。

### ■ 整備不良車両の運転の禁止（道路交通法第62条、第119条）

道路交通法においても、保安基準に適合しないため交通の危険を生じさせ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある車両（整備不良車両）の運転を禁止しています。これに違反して運転させ、又は運転した者は **3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金**が科せられます。



# 県内運送事業者の資格認定取得状況

平成 26 年 9 月末日現在

**安全性優良事業所**（（※社）全日本トラック協会が認定する  
“安全性”の高い事業所）…………… **認定事業所 146事業所**  
**グリーン経営**（交通エコロジー・モビリティ財団が認証する  
“環境保全”に配慮した企業経営）…………… **認証取得事業者 37事業所**  
**ISO9001**（国際標準化機構（ISO）が制定した、“品質を保証”し  
“顧客満足”を目指すシステム）…………… **認証取得事業者 33事業者**  
**ISO14001**（国際標準化機構（ISO）が制定した、企業活動が  
“環境に与える影響”を最小限に改善していくシステム）…………… **認証取得事業者 7事業者**  
**ISO39001**（国際標準化機構（ISO）が制定した、道路交通事故による  
死亡・重傷事故ゼロの“安全な社会の実現”を目指すシステム）…………… **認証取得事業者 1事業者**

## 「安全性優良事業所」認定取得事業所

|     |                        |
|-----|------------------------|
| 奈良市 | 近畿福山通運株式会社 奈良営業所       |
|     | 愛和運輸倉庫株式会社 本社営業所       |
|     | 株式会社吉田運輸 本社営業所         |
|     | ヤマト運輸株式会社 佐保西センター      |
|     | 辻本運輸株式会社 本社営業部         |
|     | モミキ運送株式会社 本社営業所        |
|     | 塚本運送株式会社 本社営業所         |
|     | 日本通運株式会社 奈良警送支店        |
|     | 奈良郵便輸送株式会社 奈良営業所       |
|     | ヤマト運輸株式会社 奈良西ノ京支店      |
|     | ヤマト運輸株式会社 奈良平城支店       |
|     | 武澤運送株式会社 本社営業所         |
|     | 阪神不動産株式会社 奈良営業所        |
|     | 奈良三笠運輸株式会社 名阪営業所       |
|     | 立石運送株式会社 本社営業所         |
|     | 日本郵便株式会社 奈良中央郵便局       |
|     | ミュージックサービス株式会社 本社営業所   |
|     | ヤマト運輸株式会社 帝塚山センター      |
|     | 株式会社都祁運送 本店営業所         |
|     | ヤマト運輸株式会社 はいばらセンター     |
|     | 丸長運送株式会社 奈良営業所         |
|     | 日進高田運送株式会社 本社営業所       |
|     | クサタケ物流株式会社 本社営業所       |
|     | 尾上運送株式会社 本社営業所         |
|     | 森高建設株式会社 本社営業所         |
|     | 富士運輸株式会社 本社営業所         |
|     | ヤマト運輸株式会社 奈良北之庄支店      |
|     | 株式会社荒木運輸 本社営業所         |
|     | ヤマト運輸株式会社 生駒支店         |
|     | 秋田運輸株式会社 奈良営業所         |
|     | ヤマト運輸株式会社 学研支店         |
|     | 大虎運輸株式会社 奈良営業所         |
|     | 浅田運輸有限公司 奈良営業所         |
|     | ヤマト運輸株式会社 はいばらセンター     |
|     | 宇陀市                    |
|     | 香芝市                    |
|     | かつらぎ運輸株式会社 本社営業所       |
|     | 有限会社奈良名勝運輸 本社営業所       |
|     | 優井運輸株式会社 本社営業所         |
|     | 有限会社育育運送 本社営業所         |
|     | 有限会社志希商事 本社営業所         |
|     | ヤマト運輸株式会社 奈良五條支店       |
|     | 日本郵便株式会社 五條郵便局         |
|     | 有限会社ベストライン 本社営業所       |
|     | 葛城市                    |
|     | ヤマト運輸株式会社 香芝支店         |
|     | 西川運輸倉庫株式会社 本社営業所       |
|     | 近畿福山通運株式会社 新庄営業所       |
|     | 岡本運送株式会社 本社営業所         |
|     | ヤマト運輸株式会社 大和高田支店       |
|     | 御所市                    |
|     | 株式会社マルヨシ運輸倉庫 本社営業所     |
|     | 佐川急便株式会社 御所営業所         |
|     | 上村運輸株式会社 本社営業所         |
|     | 株式会社森本乳舎 本社営業所         |
|     | ヤマト運輸株式会社 御所センター       |
|     | 池田運送店 本店営業所            |
|     | 桜井市                    |
|     | 森本運輸株式会社 本社営業所         |
|     | 新商運株式会社 本社営業所          |
|     | 株式会社関西丸和ロジスティクス 桜井センター |
|     | ヤマト運輸株式会社 桜井支店         |
|     | やまのへ急送株式会社 本社営業所       |
|     | 奈良県合同陸運株式会社 本社営業所      |
|     | 天理市                    |
|     | 株式会社いわれ 本社営業所          |
|     | 株式会社エスライン奈良 本社営業所      |
|     | アトム運輸株式会社 奈良営業所        |
|     | 有限会社テンソー 本社営業所         |
|     | 株式会社山口商事 本社営業所         |
|     | 丸嶋運送株式会社 本社営業所         |
|     | 株式会社平和商運 本社営業所         |
|     | ヤマト運輸株式会社 天理支店         |
|     | 株式会社辻本運送 物流センター営業所     |
|     | 佐川急便株式会社 天理営業所         |
|     | 日本通運株式会社 奈良自動車営業課      |
|     | ジェイ・ネット株式会社 本社営業所      |
|     | 福住運輸倉庫株式会社 福住営業所       |
|     | 福住運輸倉庫株式会社 本社営業所       |
|     | トールエクスプレスジャパン株式会社 奈良支店 |
|     | 奈良物流株式会社 本社営業所         |
|     | 大和郡山市                  |
|     | 奈良センコー物流株式会社 奈良営業所     |
|     | 名阪運輸株式会社 本社営業所         |
|     | 株式会社ホウワ 本社営業所          |
|     | 近物レックス株式会社 奈良支店        |

|       |                             |
|-------|-----------------------------|
| 大和郡山市 | やまと運輸株式会社 大和郡山営業所           |
|       | 佐川急便株式会社 奈良営業所              |
|       | 生駒電子物流有限公司 本社営業所            |
|       | 藤川運輸興業株式会社 本店営業所            |
|       | 川崎運輸株式会社 本社営業所              |
|       | ヤマト運輸株式会社 いまごセンター           |
|       | ヤマトマルチチャーター株式会社 大和郡山営業所     |
|       | 玉村運輸株式会社 奈良支店               |
|       | トナミ運輸株式会社 奈良営業所             |
|       | 吉川運輸株式会社 本社営業所              |
|       | 日本郵便株式会社 大和郡山郵便局            |
|       | 株式会社讀宣運輸 奈良営業所              |
|       | ハウス物流サービス株式会社 関西配車センター奈良事務所 |
|       | 株式会社ユーパワロジ 奈良営業所            |
|       | マンパ運輸株式会社 奈良支店              |
|       | ビッグ・カーゴ株式会社 本社営業所           |
|       | 新運輸株式会社 奈良営業所               |
|       | 株式会社サカイ引越センター 奈良支店          |
|       | 愛知ミタカ運輸株式会社 奈良営業所           |
|       | 西濃運輸株式会社 奈良支店               |
|       | 新日本輸送株式会社 本社営業所             |
|       | ヤマト運輸株式会社 大和郡山支店            |
|       | 大和高田市                       |
|       | 日本郵便株式会社 大和高田郵便局            |
|       | 芝野運輸倉庫株式会社 本社営業所            |
|       | 有限会社丸源運輸 本社営業所              |
|       | 近畿運輸株式会社 本社営業所              |
|       | 株式会社川本カーゴ 本社営業所             |
|       | 三和運輸株式会社 本社営業所              |
|       | 八木日進運送株式会社 本社営業所            |
|       | 日本通運株式会社 橿原営業支店             |
|       | 太豊陸業株式会社 本社営業所              |
|       | 森田運送株式会社 本社営業所              |
|       | ヤマト運輸株式会社 橿原支店              |
|       | 新口運送店 本店営業所                 |
|       | 丸八運輸株式会社 本社営業所              |
|       | ヤマト運輸株式会社 橿原今井センター          |
|       | 株式会社メンテナンス・コシバ 本社営業所        |
|       | 日通奈良運輸株式会社 橿原営業所            |
|       | 生駒郡                         |
|       | やまと運輸株式会社 法隆寺営業所            |
|       | ヤマト運輸株式会社 法隆寺支店             |
|       | 水間急配株式会社 奈良営業所              |
|       | 株式会社斑鳩ロジコム 本社営業所            |
|       | 株式会社角井運送 本社営業所              |
|       | 有限会社馬本賢商店 運輸部               |
|       | ヤマト運輸株式会社 へぐりセンター           |
|       | 磯城郡                         |
|       | 株式会社西和物流 本社営業所              |
|       | 今西物流株式会社 田原本営業所             |
|       | 日本梱包運輸株式会社 本社営業所            |
|       | ニシキ運輸株式会社 本社営業所             |
|       | 明日香運送株式会社 田原本営業所            |
|       | 日進運送株式会社 本社営業所              |
|       | タニハナ物流株式会社 本社営業所            |
|       | 佐川急便株式会社 大和高田営業所            |
|       | 北葛城郡                        |
|       | 藤俊運輸株式会社 本社営業所              |
|       | 乾重量株式会社 本社営業所               |
|       | 株式会社愛和 本社営業所                |
|       | 誠運輸株式会社 本社営業所               |
|       | 株式会社K S L I N E 本社営業所       |
|       | 辻本運輸株式会社 本社営業所              |
|       | ヤマト運輸株式会社 北葛城支店             |
|       | 高市郡                         |
|       | 奈良郵便輸送株式会社 中和営業所            |
|       | 松陸運輸株式会社 本社営業所              |
|       | 吉野郡                         |
|       | 中吉野運送株式会社 吉野営業所             |
|       | ヤマト運輸株式会社 十津川センター           |
|       | 株式会社大紀 大淀営業所                |
|       | ヤマト運輸株式会社 奈良吉野支店            |
|       | イヌイ急便株式会社 本社営業所             |

## 「グリーン経営」認証取得事業所

|     |                      |
|-----|----------------------|
| 奈良市 | ミュージックサービス株式会社 本社営業所 |
|     | 株式会社マサミチ 本社営業所       |
|     | 株式会社都道 本社営業所         |
|     | 丸長運送株式会社 奈良営業所       |
|     | 塚本運送株式会社 本社営業所       |
|     | 奈良三笠運輸株式会社 名阪営業所     |
|     | 奈良郵便輸送株式会社 奈良営業所     |
|     | 日本通運株式会社 奈良警送支店      |
|     | 有限会社ヤマサン 本社営業所       |
|     | 有限会社奈良サービス 本社営業所     |
|     | 富士運輸株式会社 奈良支店        |

|     |                   |
|-----|-------------------|
| 生駒市 | 浅田運輸有限公司 奈良営業所    |
|     | 宇陀市               |
|     | 正電運送株式会社 本社営業所    |
|     | 香芝市               |
|     | 有限会社奈良名勝運輸 本社営業所  |
|     | 橿原市               |
|     | 株式会社川本カーゴ         |
|     | 森田運送株式会社          |
|     | 御所市               |
|     | 株式会社森本乳舎          |
|     | 桜井市               |
|     | 新商運株式会社 本社事務所     |
| 天理市 | ジェイ・ネット株式会社       |
|     | 株式会社いわれ 本社営業所     |
|     | 株式会社エスライン奈良       |
|     | 株式会社山口商事 本社営業所    |
|     | 株式会社辻本運送          |
|     | 大和郡山市             |
|     | 株式会社日崎ハイウエー 奈良営業所 |
|     | 関西低温株式会社 本社       |
|     | 関西低温流通株式会社 本社     |
|     | 原口運輸商事株式会社        |
|     | 新運輸株式会社 奈良営業所     |
| 生駒郡 | 川端運輸株式会社          |
|     | 名阪運輸株式会社 本社営業所    |
|     | 和物流株式会社 本社営業所     |
|     | 磯城郡               |
|     | 株式会社ハンナ           |
|     | 今西物流株式会社 田原本営業所   |
|     | 北葛城郡              |
|     | 株式会社K S L I N E   |
|     | 株式会社愛和 本社営業所      |
|     | 乾重量株式会社 本社営業所     |
|     | 高市郡               |
|     | 奈良郵便輸送株式会社 中和営業所  |

## 「ISO9001」認証取得事業者

|       |                  |
|-------|------------------|
| 奈良市   | 辻本運輸株式会社         |
|       | 阪神不動産株式会社        |
|       | 富士運輸株式会社         |
|       | 丸太運輸株式会社         |
|       | 丸長運送株式会社         |
| 橿原市   | 株式会社川本カーゴ        |
|       | 株式会社モリタトランスポート   |
|       | 御所市              |
|       | 池田運送店            |
|       | 佐川急便株式会社 御所営業所   |
| 五條市   | 株式会社マルヨシ運輸倉庫     |
|       | 株式会社森本乳舎         |
|       | 株式会社デーユーケー       |
|       | 天理市              |
|       | 株式会社いわれ          |
| 天理市   | 佐川急便株式会社 天理営業所   |
|       | 株式会社辻本運送         |
|       | 丸嶋運送株式会社         |
|       | 大和郡山市            |
|       | 佐川急便株式会社 奈良営業所   |
| 大和郡山市 | 新日本輸送株式会社        |
|       | 大和陸運株式会社         |
|       | ハウス物流サービス株式会社    |
|       | 原口運輸商事株式会社       |
|       | 吉川運輸株式会社         |
| 磯城郡   | 株式会社サカイ引越センター    |
|       | 奈良センコー物流株式会社     |
|       | （※低温）            |
|       | 明日香運送株式会社        |
|       | 佐川急便株式会社 大和高田営業所 |
| 北葛城郡  | 株式会社西和物流         |
|       | 株式会社ハンナ          |
|       | 株式会社愛和           |
|       | 株式会社K S L I N E  |
|       | 藤俊運輸株式会社         |
| 高市郡   | 誠運輸株式会社          |

## 「ISO14001」認証取得事業者

|       |               |
|-------|---------------|
| 奈良市   | 大和物流株式会社      |
|       | 辻本運輸株式会社      |
|       | 日進高田運送株式会社    |
| 天理市   | 奈良物流株式会社      |
|       | 大和郡山市         |
|       | ハウス物流サービス株式会社 |
| 大和郡山市 | 吉川運輸株式会社      |
|       | 株式会社サカイ引越センター |

## 「ISO39001」認証取得事業者

|     |          |
|-----|----------|
| 奈良市 | 富士運輸株式会社 |
|-----|----------|

（公社）奈良県トラック協会は、社会のニーズと信頼に応えています